

本社機能移転・拡充に対する支援制度

地方の雇用促進を目的として、国は、大都市圏から地方への本社機能移転や地方における本社機能の拡充を行う企業を支援するため、税制等に対する特例措置を創設しました。

また三重県でも独自に本社機能等を新設・拡充する企業を対象とする補助制度「本社機能移転促進補助金」等の支援制度を創設しました。

本社機能(特定業務施設)とは:「調査・企画」「情報処理」「研究開発」「国際事業」「総務・経理・人事等管理業務」各部門のいずれかを有する事務所、もしくは研修所で重要な役割を担う事業所が該当します。工場及び当該地域を管轄する営業所等は含みません。

国の制度

本社機能移転・拡充企業に対する特例措置

三重県への本社機能移転及び三重県における本社機能の拡充の際に、国の特例措置（債務保証、税額控除、低利融資等）を受けることができます。

県の制度

本社機能移転促進補助金

- ・三重県への本社機能移転及び三重県における本社機能の拡充の際に、増加する従業員一人あたり200万円の補助を受けることができます。
- ・拡充型事業(東京23区外からの本社機能移転、県内にある本社機能の拡充)として県の認定を受けた場合、県税特例措置に相当する減税を受けることができます。

県税（事業税、不動産取得税、県固定資産税）の減税

移転型事業(東京23区からの本社機能移転)として県の認定を受けた場合、上記県税について減税を受けることができます。

補助金、減税と特例措置の3つの制度で
三重県への本社機能移転を支援します

支援制度の内容

国の制度

本社機能移転・拡充企業に対する特例措置

措置内容 ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証

② オフィス減税(税額控除あるいは特別償却)

③ 雇用促進税制(税額控除)

④ 日本政策金融公庫による低利融資制度(中小企業者のみ対象)

対象者 「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受けた企業

主な認定要件(これ以外にもいくつか要件があります)

① 本社機能関連施設において常時10人以上を雇用すること(中小企業:5人以上)

② 本社機能関連施設において本社機能移転に係る整備計画の実施期間内に増加する常用雇用者数が10人以上(※中小企業:5人以上)

本社機能移転促進補助金

県の制度

補助制度:

(雇用) 常用雇用者一人あたり 200万円(限度額5千万円)

例: 20名増加の場合、20名×200万円=4,000万円

(県税の減税相当分)

拡充型本社機能移転について移転型本社機能移転における県税特例措置(事業税、不動産取得税)相当額(限度額5千万円)

※移転型: 東京23区からの本社機能移転

※拡充型: 東京23区外からの本社機能移転、県内にある本社機能の拡充

対象者: 県の誘致により、本社機能の移転・新增設を行う企業

※原則として、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受ける必要があります。

交付要件: ① 本社機能の移転に伴って増加する常用雇用者数が10人以上
(※中小企業:5人以上)

② 本社登記、あるいは本社機能の移転について対外的に公表

③ 本社機能移転完了の日において、①の要件を満たすこと

県税の減税

対象税目: 事業税(3年間)、不動産取得税(1年間)、県固定資産税(3年間)

対象者: 「地方活力向上地域特定業務施設整備計画(移転型事業)」の認定を受けた企業

お問い合わせ: 〒514-8570 三重県津市広明町13(三重県庁8階)

三重県雇用経済部 企業誘致推進課 事業環境班

電話 059-224-2024 FAX 059-224-2221

Email: kigyoyu@pref.mie.jp

ホームページ: <http://www.pref.mie.lg.jp/KIGYORI/HP/90878000001.htm>

※この内容は平成28年6月1日現在のものです。